（電子提供措置開始日　2024年11月５日）

第12回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

事業報告

・新株予約権等の状況

・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

・株主資本等変動計算書

・個別注記表

株式会社ＡＢＥＪＡ

新株予約権等の状況

1．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

第５回新株予約権	
発行決議日	2016年８月23日
新株予約権の数	603個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	60,300株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額（注）	１個当たり27,000円（１株当たり270円）
権利行使期間	2018年８月24日または上場日のいずれか遅い日から2026年８月23日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。 ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。 イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。 ウ．新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。 エ．新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。 オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。 カ．新株予約権者が死亡した場合。 キ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。また、新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお、累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とします。 ａ．2018年８月24日から2019年２月23日までは、権利を付与された株式数の４分の１について権利を行使することができる。 ｂ．2019年２月24日から2019年８月23日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。 ｃ．2019年８月24日から2020年２月23日までは、権利を付与された株式数の４分の３について権利を行使することができる。 ｄ．2020年２月24日以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。 上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 500個　目的となる株式数 50,000株　保有者数 １名

（注）2020年３月25日付で行った、１株を100株にする株式分割を反映した株式数を記載しております。

第13回新株予約権	
発行決議日	2020年９月４日
新株予約権の数	2,280個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	228,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	１個当たり45,000円（１株当たり450円）
権利行使期間	2022年９月５日または株式公開日後１年10ヶ月が経過した日のいずれか遅い日から2030年８月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。 ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。 イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。 ウ．新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。 エ．新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。 オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。 カ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
役員の保有状況（注） 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 200個　目的となる株式数 20,000株　保有者数 １名

（注）上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権の状況

第６回新株予約権	
発行決議日	2016年11月16日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	100,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり540円
新株予約権の行使価額（注）	１個当たり27,000円（１株当たり270円）
権利行使期間	2017年１月１日または上場日のいずれか遅い日から2026年８月31日まで
新株予約権の主な行使条件	ア．新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は現存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 （１）定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。） （２）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。） （３）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額を下回ったとき （４）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額を下回る価格となった場合 イ．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ウ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 エ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 オ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとする。 行使可能期間起算日経過後：割当個数の２分の１まで（端数切捨て）行使できる。 行使可能期間起算日から１年経過後：割当個数の４分の３まで（端数切捨て）行使できる。 行使可能期間起算日から２年経過後：割当個数のすべてについて行使できる。 上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,000個　目的となる株式数 100,000株　保有者数 １名

（注）2020年３月25日付で行った、１株を100株にする株式分割を反映した株式数を記載しております。

第16回新株予約権	
発行決議日	2021年11月29日
新株予約権の数	2,493個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	249,300株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり320円
新株予約権の行使価額	１個当たり13,000円（１株当たり130円）
権利行使期間	2021年12月17日から2031年12月16日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者は、2022年8月期乃至2026年８月期における損益計算書に記載される売上高を観察し、５事業年度のうち、一度でも1,500百万円を達成した場合に権利行使が可能となる。 ③ 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とする。 (a) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の１年後の前日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。 (b) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の１年後以降は、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。 ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。新株予約権者の相続人による本新 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
役員の保有状況（注） 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 2,333個　目的となる株式数 233,300株　保有者数 ４名

（注）上記のうち、取締役２名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

第18回新株予約権	
発行決議日	2021年11月29日
新株予約権の数	80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	8,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり330円
新株予約権の行使価額	１個当たり13,000円（１株当たり130円）
権利行使期間	2021年12月17日から2031年12月16日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
役員の保有状況 社外取締役	新株予約権の数 30個　目的となる株式数 3,000株　保有者数 １名

第19回新株予約権	
発行決議日	2022年３月29日
新株予約権の数	3,320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	332,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり500円
新株予約権の行使価額	１個当たり21,000円（１株当たり210円）
権利行使期間	2022年４月12日から2032年３月31日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
付与対象者	コタエル信託株式会社

第20回新株予約権	
発行決議日	2022年３月29日
新株予約権の数	1,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	190,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり500円
新株予約権の行使価額	１個当たり21,000円（１株当たり210円）
権利行使期間	2022年４月12日から2032年３月31日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、本新株予約権の一部または全部を行使することができる。なお、累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とする。 (a) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の１年後の前日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。 (b) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の１年後以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。 ③ 新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,900個　目的となる株式数 190,000株　保有者数 ３名

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス基本方針を定め、すべての取締役及び使用人が職務の執行にあたって法令・定款等を遵守することを徹底する。
・法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
・取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
・職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査を実施する。
・健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき適切に保存する。
・取締役及び監査役が当該書類を閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の組織横断的なリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
・取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
・危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は原則として毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催

するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
・「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
・取締役会において事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき使用人を配置する。
・当該使用人の監査補助業務については監査役会の指揮命令に従うものとする。
・当該使用人の人事考課、異動等については監査役会の同意を受けた上で決定する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
・報告を行った者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
・監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制を整備する。
・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議体の運営、組織体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について、取組んでおります。また、内部統制システムについて、必要に応じて社内規程や業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の浸透のため、役職員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の未然防止・早期発見を図るため、内部通報窓口を社内及び社外（弁護士法人）に設置しております。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は原則として毎月１回開催し、取締役及び監査役出席のもと、報告及び議案の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況等を監督しております。また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等を確認し、必要に応じて改善を図っております。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は原則として毎月１回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監督機能の強化及び向上を図っております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況等について意見交換を行い、監査の実効性を確保しております。

株主資本等変動計算書 （2023年９月１日から2024年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	732,787	632,787	1,883,577	2,516,365	227,232	227,232	3,476,385
当期変動額							
新株の発行	99,494	99,494		99,494			198,989
当期純利益					218,712	218,712	218,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	99,494	99,494	－	99,494	218,712	218,712	417,702
当期末残高	832,282	732,282	1,883,577	2,615,859	445,945	445,945	3,894,087

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,498	3,480,883
当期変動額		
新株の発行		198,989
当期純利益		218,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△524	△524
当期変動額合計	△524	417,178
当期末残高	3,974	3,898,061

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び債務の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① トランスフォーメーション領域

顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。サービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

② オペレーション領域

ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。当該契約につきましては、契約条件に従い、履行義務の進捗に基づき収益を段階的に認識しております。

2．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」（前事業年度486千円）は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」（前事業年度1,163千円）は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

繰延資産資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　95,508千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測について、将来の不確実な事業環境や経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	26,760 千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	589,876 千円
営業取引以外の取引高	7,961 千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　9,260,900株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　926,000株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に自己資金により調達し、一時的な余資は預金としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰り状況を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(3)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	978 千円
賞与引当金	35,780
税務上の繰越欠損金	1,220,501
その他	11,428
繰延税金資産小計	1,268,688
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,172,228
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△951
評価性引当額小計	△1,173,179
繰延税金資産合計	95,508

9．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

（1）計算書類提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	SOMPO Light Vortex株式会社	東京都新宿区	12,198	デジタル関連事業	(被所有)直接 18.31	業務提携役員の受入（1名）（注）2	役務の提供（注）1	24,500	売掛金	6,600
その他の関係会社の親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	100,045	保険持株会社	(被所有)間接 18.31	業務提携役員の受入（1名）（注）2	役務の提供（注）1	565,376	売掛金	19,910

（注）1．取引条件については一般顧客の場合と同様に、SOMPO Light Vortex株式会社、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

2．SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社から当社役員に受け入れている者は、同一の者であります。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	岡田陽介	－	－	当社代表取締役	(被所有)直接 14.73	－	ストック・オプション権利行使（注）1	10,718	－	－
役　員	外木直樹	－	－	当社取締役	(被所有)直接 2.66	－	ストック・オプション権利行使（注）1	30,161	－	－
役　員	田中邦裕	－	－	当社取締役さくらインターネット株式会社代表取締役社長最高経営責任者	(被所有)直接 0.03	－	役務の提供（注）2	60,000	売掛金	66,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社等	ＷＡＬＬ株式会社（注）3	栃木県宇都宮市	1	企画・経営コンサルティング業務	－	業務委託	業務委託料の支払（注）4	14,180	未払金	550

（注）1．ストック・オプションの権利確定行使は、権利付与時の契約によります。
2．取締役が第三者（さくらインターネット株式会社）の代表者として行った取引であり、取引条件については一般顧客の場合と同様に、さくらインターネット株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。
3．WALL株式会社は、当社取締役岡田陽介氏の近親者が議決権100%を保有しております。
4．業務委託料は、第三者との一般取引条件と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	デジタルプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	2,104,350
オペレーション領域	661,901
顧客との契約から生じる収益	2,766,251
その他の収益	―
外部顧客への売上高	2,766,251

(注) 当社の営むデジタルプラットフォーム事業は、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型 (都度契約)	顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。
オペレーション領域	ストック型 (継続収入)	ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域においては、顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。トランスフォーメーション領域に関する取引の対価は、サービス提供完了後、概ね２ヶ月以内に受領しております。

② オペレーション領域

オペレーション領域においては、ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。オペレーション領域に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	357,281
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	452,836
契約負債（期首残高）	26,771
契約負債（期末残高）	41,497

契約負債は、契約期間に応じて収益を認識するオペレーション領域の契約について、顧客から受け取った１年分又は２年分の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されていきます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,528千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は一部未充足）の履行義務は、当事業年度末において、4,268千円であります。当該履行義務は、オペレーション領域に関するものであり、期末後１年以内に約60%、残りの約40%がその２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　420円49銭

(2) １株当たり当期純利益　　24円30銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。